

## ☆不倫当事者間トラブルサポート業務☆

### ～ご依頼から業務完了までの流れ～

1. メール・FAX 等で事件の概要をお知らせ下さい。
2. 疎明資料がある場合は、メールか FAX で送信するか、その内容をお教え下さい。
3. 折り返し、受任の可否や報酬の見積もりを回答させていただきます。
4. 正式ご依頼の場合には、業務委任契約書と承諾書への署名捺印と着手金のお支払いをして下さい。
5. 内容証明の原案を作成し、メールや FAX でご確認して頂きます。
6. 内容証明の発送は、当事務所が行わせて頂きます。
7. 内容証明の発送および配達証明の到着などは、その都度、報告させていただきます。
8. 相手方からの連絡など進捗がありましたら、お知らせ下さい。
9. 反論書や回答書、謝罪文、示談書その他、示談成立までにかかる必要書面の作成は、その都度行います。
10. 賠償金の支払があり、または事件が終了となりましたら、成功報酬のお支払いをして頂きます。

### ～ 費用 ～

#### 1.着手金

行政書士報酬	31,500 円
郵便料	90 円
内容証明料	1,420 円
配達証明料	720 円
合計	<b>33,730 円</b> (税込)

※上記は請求相手が1名で、枚数5ページ以内の場合の料金です。

#### 2.成果報酬

行政書士報酬 ※回収完了または示談成立後	<b>成果金額の 10.5%</b> (税込) または金 157,500 円
-------------------------	---

※成果報酬には、示談成立または慰謝料回収までの、メール相談、及び回答書や反論書・示談書などの作成およびリーガルチェックの費用がすべて含まれます

内容証明などの文書を送ったとしても、必ずしも1通で解決するとは限りません。

様々な要求・要望が届くことも多くあります。

また、最終的な示談書の作成にあたっては、口外禁止や私的接触禁止に対する違約金の定めや、解決金に関する支払日や不履行時の遅延損害金など、細かい条項について何度かやりとりをすることもあります。そのような場合、その都度に書類作成報酬が発生するのでは、最終的にいくらかかるのか分からないことになり、依頼者に過大な負担をかける場合もあります。

その為、当事務所では、初回に1通分の内容証明の作成費用と実費のみを頂き、あとは何度書類を作成しても、その都度の文書作成報酬は頂かず、最終的に解決となった場合のみ、その経済的利益の10.5% (または157,500円)のみを頂くという方法を採用しております。

そのため、過大な費用負担の心配もなくなりますから、安心してご依頼頂くことが可能です。

## ☆オプション追加業務☆

### 1.住民票の取得代行

郵送による職務上請求  
※作成依頼時全額お支払い

15,750 円(税込)

郵便代等実費

1,100 円  
(1 通あたり)

### 2.示談書作成の協議立ち会い(当事者双方が立ち会いに同意されている場合)

行政書士日当(2時間)  
※立会依頼時全額お支払い

31,500 円(税込)

### 3.示談契約公正証書の作成

行政書士報酬  
※ご依頼時全額お支払い

52,500 円(税込)

※示談書には、すべて「示談書作成代理人行政書士●●●●」の記名と職印が入ります。

※公正証書の作成は、代理人2名の報酬(日当)も含まれております。

お客様は公証役場に足を運ばれる必要がありません。

※別途、示談金額に応じて公証人の手数料が必要となります。

※その他、弁護士や探偵事務所の紹介につきましては、無償で対応致します。

お気軽にお問い合わせ下さい。

#### 振込先

銀行名：三井住友銀行

支店名：飯田橋支店

預金種別：普通預金

口座番号：6912556

口座名義：行政書士 小竹 広光(ギョウセイシヨシ コタケ ヒロミツ)

#### ～ お問い合わせ先 ～

〒162-0822

東京都新宿区下宮比町2-28

飯田橋ハイタウン1104

行政書士事務所 飯田橋綜合法務オフィス

TEL：03-5206-7773

FAX：03-5206-7780